

第9章

事故からの環境再生に向けた取組

東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質による環境汚染への対策や避難指示区域の変遷など、事故からの環境再生に向けた取組について説明します。

放射性物質によって汚染された地域をどのように再生するのか、廃棄物はどのように処理されるのかを知ることができます。また、避難指示区域を中心とした地域において、現在どのような取組が行われているのかを知ることができます。

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、大気中に放出された放射性物質が、雨等により地上に降下し、皆様の周りの土や草木や建物に付着しました。除染により、それらの汚染された土や草木等を取り除いています。さらに、取り除いた土や草木を外部への影響がないように遮へいすることで、皆様の受ける放射線量を減らすことができます。

放射線量を低減するための方法は？



環境省「除染情報サイト」より作成

東京電力福島第一原子力発電所事故により、大気中に放出された放射性物質が、雨等により地上に降下し、広範囲の地域にわたって建築物、土壌、さらには草木等に付着しました。そこで、除染によりそれらを取り除く等して、追加被ばく線量の低減を図ってきました。

その方法には、放射性物質を、「取り除く」、「遮（さえぎ）る」、「遠ざける」の三つの方法があります。これらの方法を組み合わせることで効率的に追加被ばく線量を低減することができます。

一つ目の方法は、放射性物質が付着した表土の削り取り、枝葉や落ち葉の除去、建物表面の洗浄といったもので、放射性物質を生活圏から取り除くという方法です。

二つ目の方法は、放射性物質を土等で覆うことです。こうすることで放射線を遮ることができ、結果として空間線量や被ばく線量を下げることができます。

三つ目の方法は、放射線の強さが放射性物質から離れるほど弱くなる（距離の2乗に反比例する）ことを利用します（上巻P50「外部被ばく線量の特徴」）。

放射性物質を人から遠ざければ、人の被ばく線量を下げることができるので、放射性物質がある場所を立入禁止にすることが考えられます。

このような方法を組み合わせて、追加被ばく線量の低減のための取組が進められています。

（関連ページ：上巻P176「外部被ばくの低減三原則」）

本資料への収録日：2013年3月31日

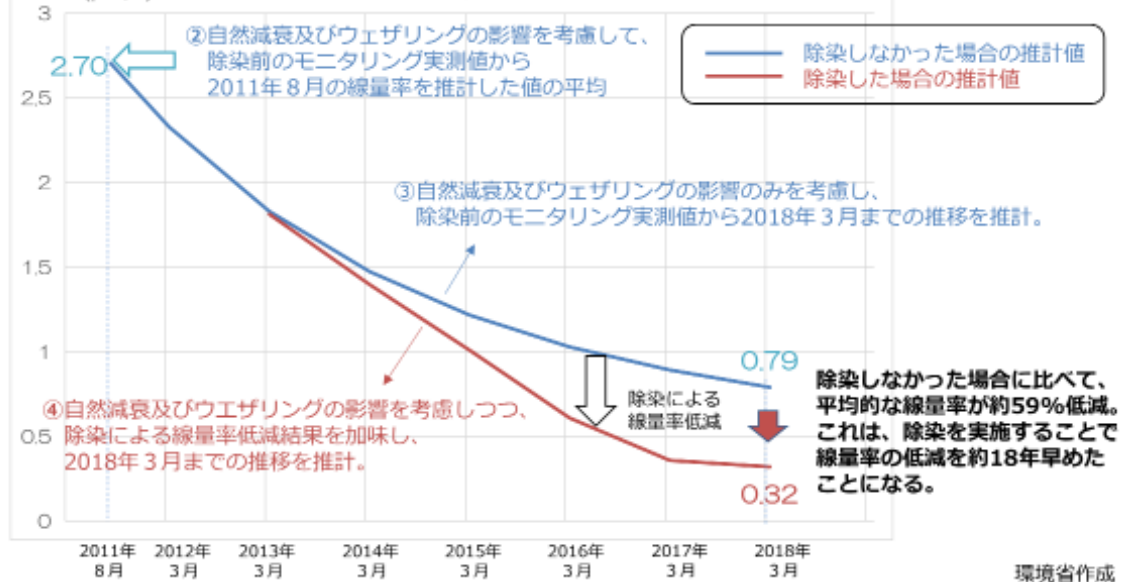
改訂日：2018年2月28日

除染

直轄除染を行った地域における平均的な線量率の推移（宅地及び農地）

- 除染の実施により、仮に除染を実施しなかった場合と比べ、**約18年早く空間線量率が低減し、追加被ばく線量の低減を実現。**
- 除染は被災地の復興の基盤。線量の早期低減を通じ、避難指示解除をはじめとする被災地の復興に貢献。

①2011年11月～2016年10月に実施した除染前のモニタリング結果及び
空間線量率(μSv/h) 2011年12月～2017年6月に実施した除染後のモニタリング結果の約34万点のデータから推計。



この図は事故由来の放射性物質から放出される放射線量の減衰を、2011年11月～2016年10月に実施した除染前のモニタリング結果及び2011年12月～2017年6月に実施した除染後のモニタリング結果の約34万点のデータから推計したものです。

2011年8月を基準として、自然減衰及びウェザリング（風雨等の自然要因）の影響のみを考慮して推計した空間線量率をグラフの青線で示しております。また、除染の効果も含めて推計した空間線量率をグラフの赤線で示しております。2018年3月で両方の空間線量率を比較すると、除染によって平均的な空間線量率が約59%低減していることが分かります。これは、除染の実施により、線量率の低減を約18年早めたことになります。

このように、除染を進めることによって、放射性物質の自然減衰等と相まって、放射線量をより早期に低減することができました。

（関連ページ：上巻P11「半減期と放射能の減衰」）

本資料への収録日：2014年3月31日

改訂日：2024年3月31日

地域の実情に合わせて、除染を進めてきました。

具体的な除染方法は、場所ごとに異なります。

放射性物質の状況により、効果的な除染の方法は異なります。まずは空間線量率を測定し、それぞれのケースについて最適な方法が選択されます。除染作業の前後で放射線量を測り、効果を確認します。



この図は、除染の具体的な方法を説明しています。

放射線量が比較的低い地域でも、軒下、雨樋、道路の側溝等には、放射性物質を含んだ堆積物（落ち葉や土砂）がたまり、その周辺の空間線量が高くなることがあります。このような所では、落ち葉や土砂の除去、洗浄（洗い流す）等を行います。

植え込み、下草、落ち葉に、放射性物質が付着していることもあります。このような所では、草木の刈取り、枝打ち、落ち葉の清掃等を行い、除去します。

放射線量が比較的高い地域では、低い地域での除染の方法に加えて、別の除染作業が必要になることがあります。例えば、放射性物質はほとんどが地表から数cmに存在しているので、表土を薄く（例えば、5cm）削り取り、取り除くことや、下層の土と入れ替えること（天地返し）で、ほとんどの放射性物質の影響を抑えることができます。

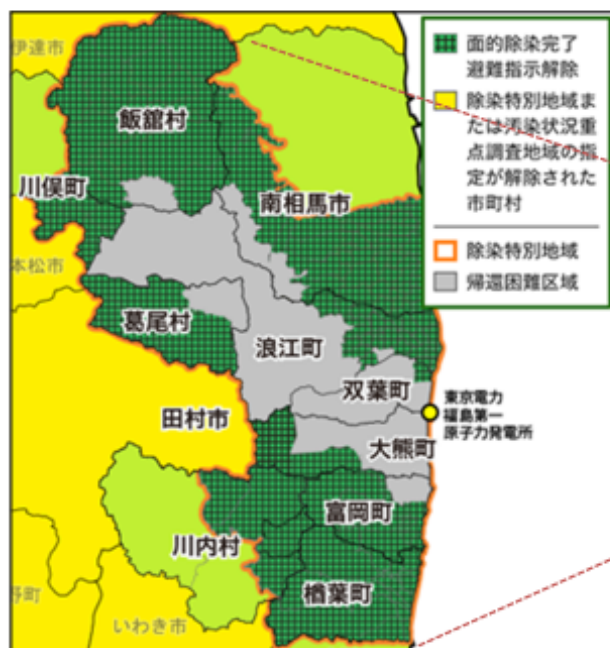
建物や道路では、屋根、壁、舗装面等にも放射性物質が付着していることがあり、この場合、洗浄が行われます。ただし、表面の素材の性質によっては、材料に放射性物質が強く吸着されていることがあり、除染の効果は限定的となる可能性があります。

農地では、人への被ばくの影響だけでなく、農作物への影響も考えて、適切な方法を選択することが必要になります。例えば、事故以降に耕された農地では、放射性物質は表土より少し深い所にありますが、このような土を全て除去してしまうと、農業に適さなくなるので、深耕（耕深30cmを基本として深く耕すこと）や反転耕（表層の土を下層に、下層の土を表層に反転させること）（下巻P68「農産物に係る放射性物質の移行低減対策(1/5)－農地の除染－」）等様々な方法を実施します。

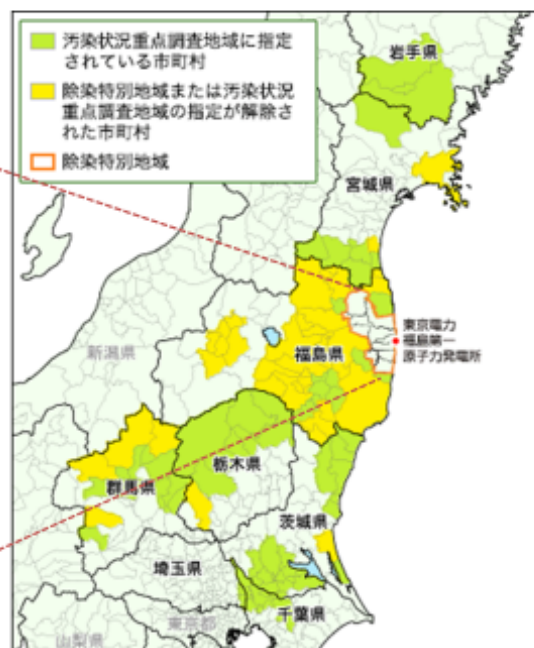
本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2018年2月28日

除染特別地域



汚染状況重点調査地域



2024年12月31日時点

環境省「除染情報サイト」より作成

東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて、2011年8月に国会で立法措置がなされ、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（放射性物質汚染対処特措法）が成立しました。

放射性物質汚染対処特措法に基づく除染を実施する地域には、除染特別地域と汚染状況重点調査地域があります。

除染特別地域は、国が直接除染を行う地域であり、警戒区域又は計画的避難区域であった福島県内の11市町村が指定されました。

汚染状況重点調査地域は、市町村が中心となって除染を行う地域であり、8県で合計104市町村が指定されました。国は、これらの地域の除染にあたって財政的措置や技術的措置を講じてきました。

除染特別地域については2017年3月末までに面的除染が完了しました。その後、2018年3月末までに、汚染状況重点調査地域も含め、帰還困難区域を除き、8県100市町村の全てで面的除染が完了しました。

面的除染後も除染効果が維持されていない箇所が確認された場合には、個々の現場の状況に応じて原因を可能な限り把握し、追加被ばく線量に加えて、汚染の広がりや除染の効果、実施可能性等を総合的に勘案し、必要と判断されればフォローアップ除染を行うこととしております。

除染特別地域においては、2020年3月4日までに、全ての居住制限区域及び避難指示解除準備区域の避難指示が解除され、田村市では除染特別地域の指定が2022年3月に解除されました。汚染状況重点調査地域では、2024年3月末までに、地域の放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト未満となったことが確認された39市町村において、汚染状況重点調査地域の地域指定が解除されました。

本資料への収録日：2013年3月31日

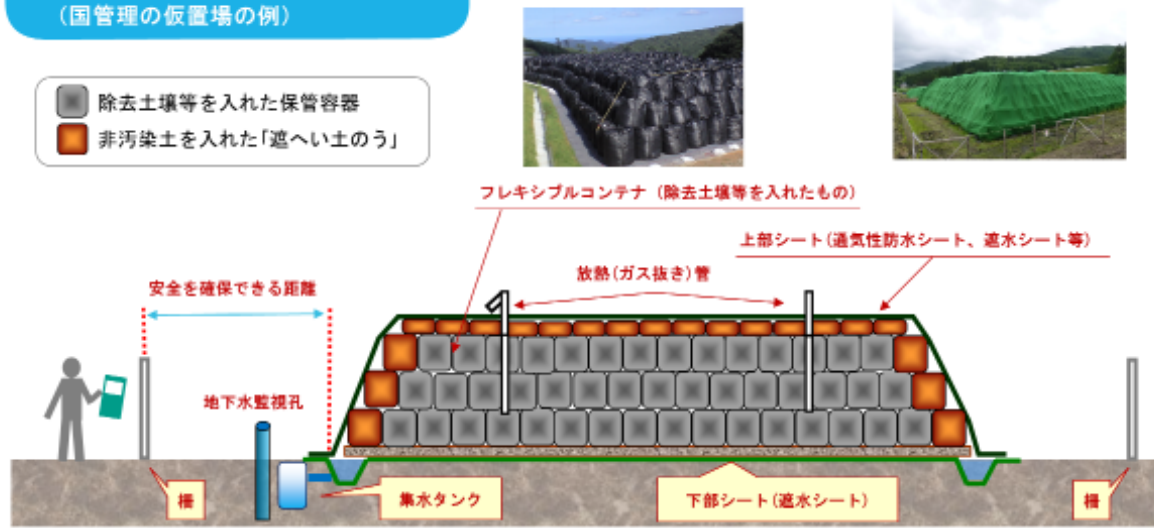
改訂日：2025年3月31日

除染に伴って生じた土壌（除去土壌）等は、一定期間、「仮置場」等で安全に保管されます。

仮置場の基本構造および管理・点検
（国管理の仮置場の例）

-  除去土壌等を入れた保管容器
-  非汚染土を入れた「遮へい土のう」

仮置場における除去土壌等の保管状況



環境省作成

除染で取り除いた土壌等（除去土壌等）は、一時的な保管場所（仮置場又は現場保管場所）で保管・管理します。

具体的には、除去土壌等は水を通さない層（遮水シート等）の上で容器（フレキシブルコンテナ等）に入れて、汚染されていない土壌を詰めた土のう等を設置する等の方法で、仮置場の敷地境界での空間線量率が、周辺と同水準になる程度まで遮へいを行います。

また、遮水シート等で覆うことにより、除去土壌等自体の飛散・流出を防ぎ、さらに雨水等の流入と地下水等の汚染を防ぎます。

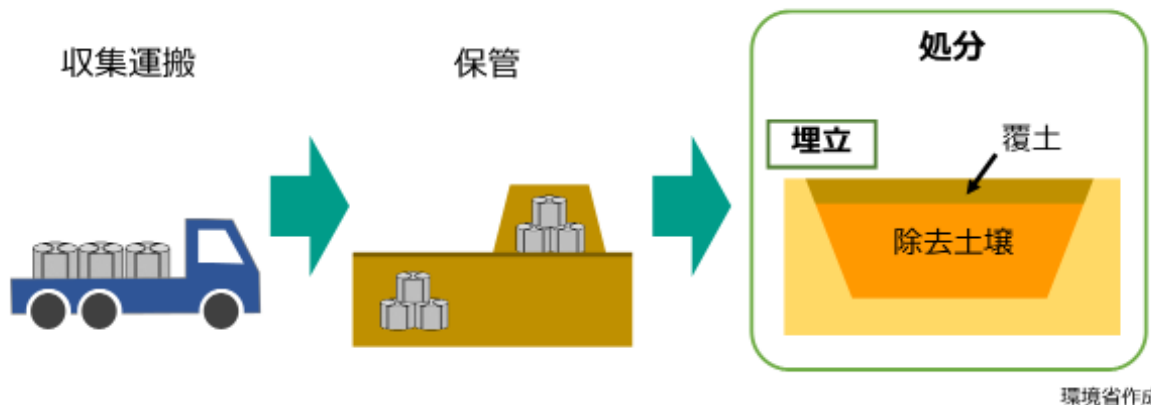
さらに、定期的に放射線量の測定、地下水の放射性物質濃度の測定等を実施します。

公衆から遠ざける（距離を確保する）という観点から立入禁止、作業者の被ばくを抑えるという観点から作業時間の短縮等についても考慮します（上巻P176「外部被ばくの低減三原則」）。

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2023年3月31日

- 福島県外の除去土壌は、市町村等において、国が定めた保管方法等に基づき安全に保管されている。
- 市町村等がこれらの除去土壌の埋立処分を行うことを選択するには、国が定める処分方法に従って行うことが必要。
- そのため、処分方法について、有識者からなる「除去土壌の処分に関する検討チーム」を設置し、専門的見地からの議論を実施
- また、埋立処分の実証事業を茨城県東海村、栃木県那須町、宮城県丸森町において実施し、安全な埋立方法の有効性を確認。



福島県外の除去土壌は、市町村等（除染実施者）において、国が定めた保管方法等に基づき安全に保管されています。

市町村等が、適切に保管されているこれらの除去土壌を埋め立てて処分することを選択する場合には、国が定める処分方法に従って行う必要があります。

このため、環境省では、有識者による「除去土壌の処分に関する検討チーム」を2016年12月に設置し、処分方法の策定に向けて専門的見地から議論を進めてきました。また、除去土壌の埋立処分に伴う作業員や周辺環境への影響等を確認することを目的として、茨城県東海村、栃木県那須町及び宮城県丸森町の3箇所で埋立処分の実証事業を実施し、安全な埋立方法の有効性を確認してきました。

実証事業の結果や検討チームにおける議論を踏まえ、埋立処分の基準を定める施行規則やガイドラインを策定し、2025年度以降の埋立処分に向けた取組を進めていきます。

本資料への収録日：2019年3月31日

改訂日：2025年3月31日

I. 森林・林業の再生に向けた取組

1. 生活環境の安全・安心の確保に向けた取組

- ・住居等の近隣の森林の除染を引き続き着実に実施
- ・必要な場合に、三方を森林に囲まれた居住地の林縁から20m以上の地点の森林の除染や土壌流出防止柵を設置するなどの対策を実施

3. 奥山等の林業の再生に向けた取組

- ・間伐等の森林整備と放射性物質対策を一体的に実施する事業や、林業再生に向けた実証事業などを推進
- ・作業員向けに分かりやすい放射線安全・安心対策のガイドブックを新たに作成

II. 調査研究等の将来に向けた取組の実施

- ・森林の放射線量のモニタリング、放射性物質の動態把握や放射線量低減のための調査研究に引き続き取り組み、対策の構築につなげるなど、将来にわたり、森林・林業の再生のための努力を継続

III. 情報発信とコミュニケーション

- ・森林の放射性物質に係る知見など、森林・林業の再生のための政府の取組等について、ホームページ、広報誌などへの掲載などにより、最新の情報を発信し、丁寧に情報提供
- ・専門家の派遣も含めてコミュニケーションを行い、福島の皆様の安全・安心を確保する取組を継続

環境省作成

2. 住居周辺の里山の再生に向けた取組

- ・地元の要望を踏まえ、森林内の人々の憩いの場や日常的に人が立ち入る場所の除染を適切に実施。広葉樹林や竹林等における林業の再生等の取組を実施
- ・避難指示区域（既に解除された区域も含む。）及びその周辺の地域において、モデル地区を選定し、里山再生を進めるための取組を総合的に推進し、その成果を的確な対策の実施に反映（※令和2年度以降は「里山再生事業」として、対市町村を拡大して里山再生に向けた取組を実施）



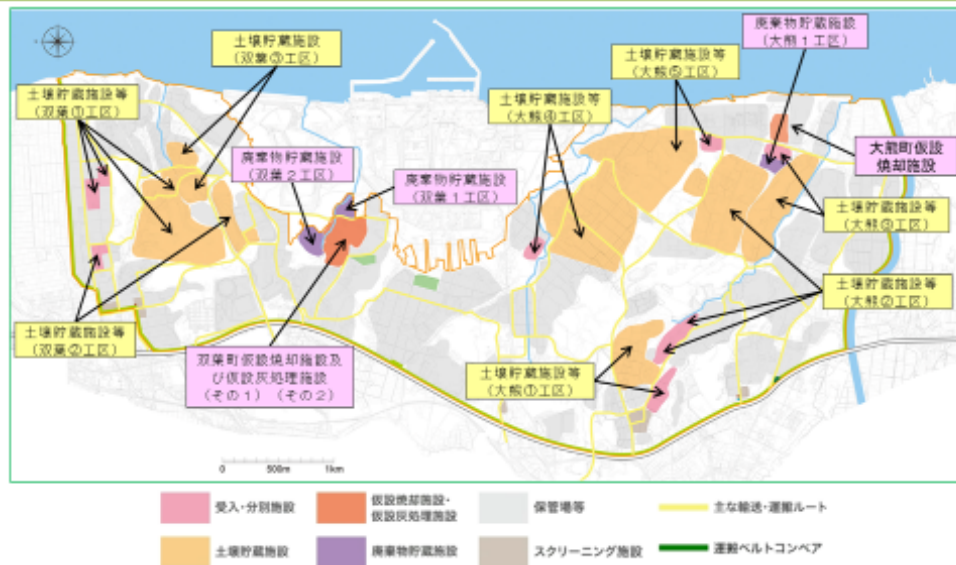
福島県の森林・林業の再生には除染等だけでなく、林業再生に向けた取組や住民の安全・安心の確保のための取組なども含めた総合的な取組が必要です。復興庁・農林水産省・環境省が2016年3月に取りまとめた「福島県の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、福島県の県民生活における安全・安心の確保、森林・林業の再生に向けて、県民の理解を得ながら、関係省庁が連携して、総合的に取組を進めています。また、同とりまとめに基づき、除染を含めた里山再生のための取組を総合的に推進するモデル事業を、復興庁・農林水産省・環境省で14市町村（川俣町、広野町、川内村、葛尾村、相馬市、二本松市、伊達市、富岡町、浪江町、飯舘村、田村市、南相馬市、楡葉町、大熊町）のモデル地区において実施、2020年11月に成果等の最終とりまとめを公表しました。2020年度からは7市町村（郡山市、会津美里町、楡葉町、飯舘村、富岡町、浪江町、大熊町）の計13地区を対象に、「里山再生事業」として取組を実施しています。

森林の除染については、環境省に設置されている環境回復検討会において得られた知見によると、住居、農用地等に隣接する森林の林縁から20m以上の地点については、堆積有機物の除去を実施しても林縁の空間線量率の低減にはほとんど効果がないことが分かっています。また、広範囲にわたる森林の堆積有機物の除去は、放射性セシウムを含む土砂等の流出や地力低下による樹木への悪影響を促進させること等も懸念されます。このため森林の除染については、人の健康の保護の観点から必要である地域について優先的に除染を行うという基本的な方針の下、原則として住居、農用地等に隣接する森林の林縁から約20mの範囲について除染を行うこととしています。

本資料への収録日：2017年3月31日

改訂日：2025年3月31日

- 中間貯蔵施設とは、福島県内の除染により発生した除去土壌や廃棄物、10万Bq/kgを超える焼却灰等について、中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分までの間、安全かつ集中的に管理・保管するための施設。
- 中間貯蔵施設区域は約1,600ha（渋谷区とほぼ同じ面積）。大変重いご決断で大熊町・双葉町に受け入れを容認いただいた。引き続き、安全第一を旨として、中間貯蔵施設事業に取り組む。
- 福島県内の除染で発生した除去土壌等（帰還困難区域を含む。）について、2024年12月末時点で、累積約1,400万㎡を中間貯蔵施設へ搬入。



環境省作成

中間貯蔵施設とは、

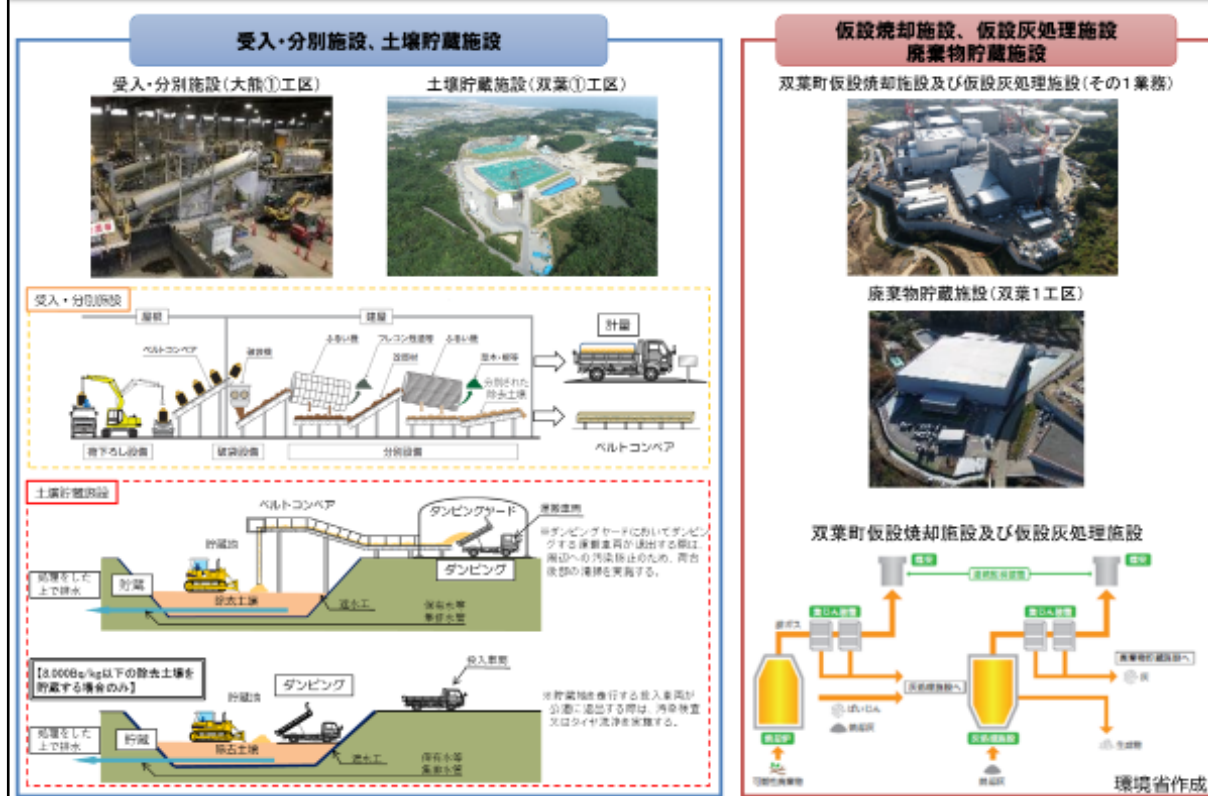
- ① 福島県内の除染により発生した除去土壌や廃棄物（落ち葉・枝等）
- ② 10万Bq/kgを超える放射能濃度の焼却灰等

について、中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分までの間、安全かつ集中的に管理・保管するための施設であり、受入・分別施設、土壌貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設等から構成されています。

2014年9月に福島県から、2015年1月に大熊町及び双葉町から施設の建設受入を容認していただきました。その面積は約1,600haとなっており、これは渋谷区とほぼ同じ面積になります。なお、2024年12月末までに、約1,303ha（全体の約81.4%）の用地を取得しています。用地取得については、地権者との信頼関係はもとより、中間貯蔵施設事業への理解が何よりも重要であると考えており、引き続き地権者への丁寧な説明を尽くしながら取り組んでいきます。

本資料への収録日：2016年1月18日

改訂日：2025年3月31日



受入・分別施設では、福島県内各地にある仮置場等から中間貯蔵施設に搬入される除去土壌等を受け入れ、搬入車両からの荷下ろし、容器の破袋、可燃物・不燃物等の分別作業を行います。土壌貯蔵施設では、受入・分別施設で分別された除去土壌を放射能濃度やその他の特性に応じて安全に貯蔵します。また、廃棄物関連施設として、仮設焼却施設、仮設灰処理施設、廃棄物貯蔵施設を整備しています。仮設焼却施設では、除染廃棄物、災害廃棄物、草木などの可燃物を焼却し、減容化します。発生した焼却灰等は、さらに減容化をするため、仮設灰処理施設で熔融処理します。仮設灰処理施設で発生した灰は、鋼製の角形容器に封入して、鉄筋コンクリート造等の廃棄物貯蔵施設に貯蔵します。

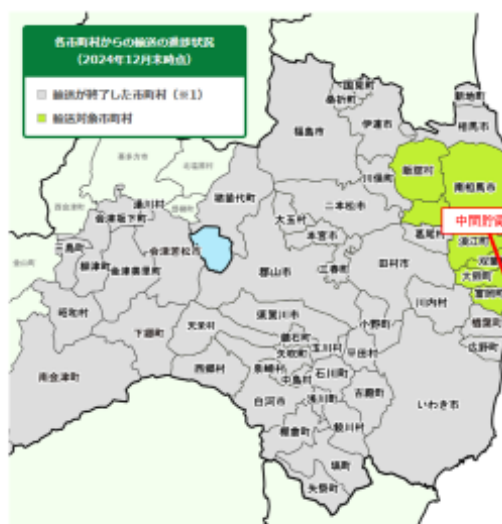
これらの施設の整備については、まず2016年11月から受入・分別施設と土壌貯蔵施設の整備を始めました。その後2017年6月に除去土壌の分別処理を開始し、2017年10月には整備を完了した土壌貯蔵施設で、分別した土壌の貯蔵を開始しました。また、2020年3月には中間貯蔵施設における除去土壌と廃棄物の処理・貯蔵の全工程で施設の運転を開始しました。

なお、これらの施設においては、放射性物質の飛散・流出防止の安全対策を実施しています。受入・分別施設では、屋根・壁・二重扉と負圧管理により外部への飛散を防止します。また床を液体が浸透しにくい構造にして、汚水等が地下水に浸透することを防ぎます。土壌貯蔵施設では、散水、覆土による飛散防止、遮水工による地下水への浸透防止を行っています。施設で発生する浸出水等については、浸出水処理施設において適切に処理をして、水質管理を行ったのち、排水しています。

本資料への収録日：2018年2月28日

改訂日：2025年3月31日

- 除去土壌等の仮置場からの中間貯蔵施設への輸送は10tダンプトラックを基本に実施
- 輸送は2014年度末より開始。2024年度は6市町村からの輸送を実施するとともに、特定帰還居住区域等で発生した除去土壌等の搬入を進める。また、仮置場を介さない輸送も実施する。
- 輸送対象物の全数管理、輸送車両の運行管理、環境モニタリング等を行い、安全かつ確実な輸送を実施中
- これまでに約1,400万 m^3 の除去土壌等を中間貯蔵施設に輸送（2024年12月末時点）



※1：今後輸送が必要となるものが発生した場合には輸送することとしている。

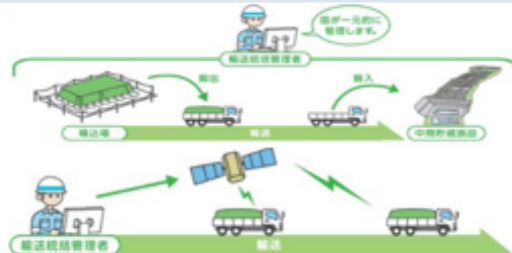
輸送の管理・監視について

輸送対象物の全数管理

- 仮置場等から搬出する輸送対象物は、保管容器ごとに一元的に全数管理をしている

輸送車両の運行管理

- 交通GPS等を活用し、輸送車両の位置情報等をリアルタイムに把握
- 状況等に応じて、時間調整・ルート変更等の指示を行う



環境省作成

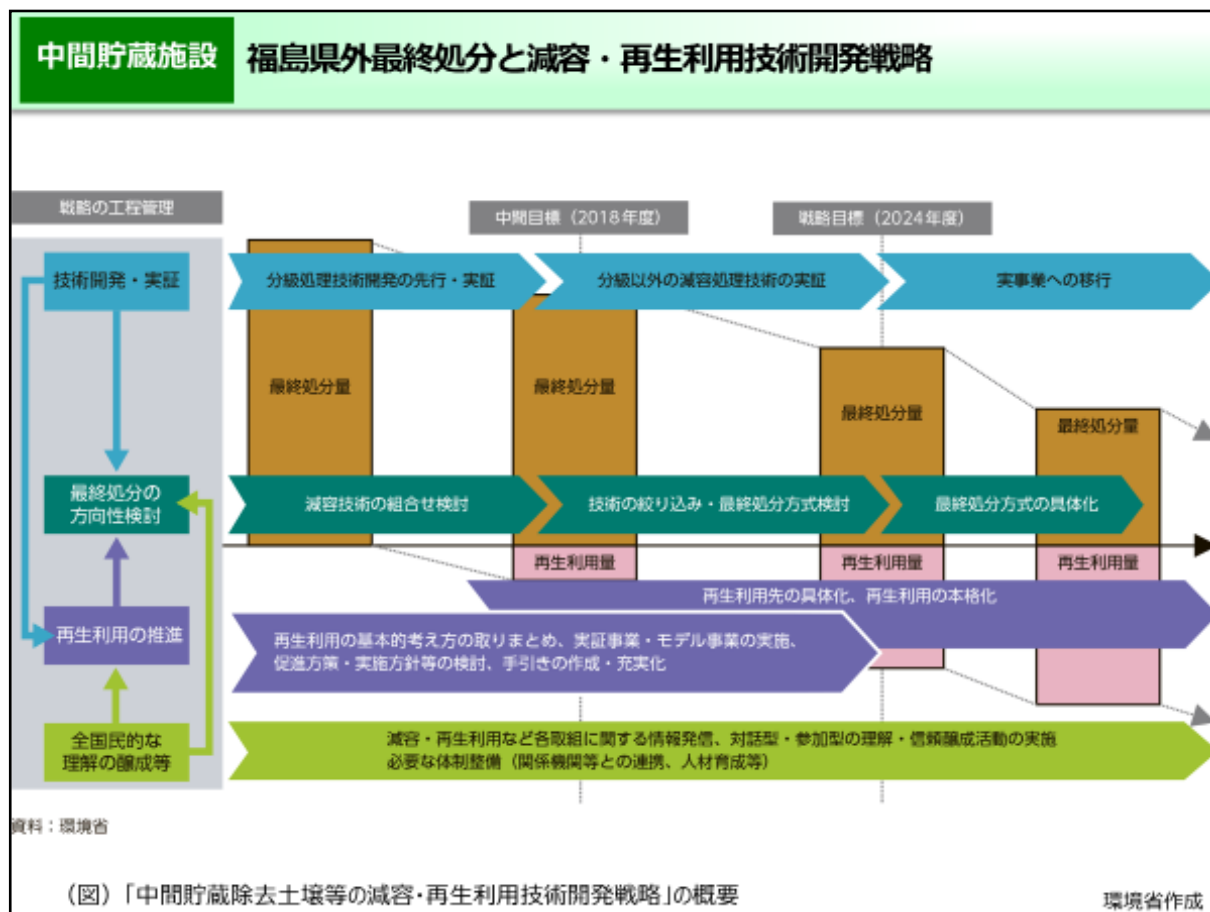
中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送については、2024年3月22日に公表した「令和6年度の中間貯蔵施設事業の方針」に沿って、特定帰還居住区域等において発生した除去土壌等の搬入を進めます。また、仮置場を介さずに輸送を行うための方法を検討します。なお、2024年12月末時点で、約1,400万 m^3 の除去土壌等を中間貯蔵施設に輸送しました。

輸送は安全第一で行っており、主な交通安全対策は以下のとおりです。

1. 新任者研修、現任者研修：輸送車両の運転手等を対象に、中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る研修を実施。また、既に輸送に従事している現任者についても、毎年度必ず再研修を受講。
2. 輸送ルートの事前走行：全運転手が輸送ルートを事前に実走し、危険箇所や配慮事項等を相互に確認。
3. 走行状況の現場確認：速度超過について注意すべき箇所や交通量の多い箇所等において、輸送車両等の走行状況（帰投時を含む）の確認を実施。
4. 優良ドライバー表彰：運転手の安全意識とモチベーションの維持・向上のため、安全な輸送を100日以上行った者に、受注者を通じて優良ドライバー認定証（ヘルメット及び車両ダッシュボードに掲示）を交付。

本資料への収録日：2018年2月28日

改訂日：2025年3月31日



中間貯蔵施設は、福島県内のご地元の皆様に大変重いご決断をいただいた上で、設置しています。県民の皆様の重すぎる負担を踏まえ、福島県内で発生した除去土壌等については、中間貯蔵開始後30年以内（2045年3月まで）に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることと法律で規定されています。

県外最終処分に向けては、除去土壌及び焼却灰の減容や再生利用により、最終処分量を低減することが重要です。2016年4月に公表した『中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略』に沿って、2024年度末までに最終処分場の構造、必要面積等について、実現可能ないくつかの選択肢を提示すること、また、安全性の確保を大前提として、地域住民等のステークホルダーや幅広い国民の理解の下、可能な限り早期に再生利用を進めることとしており、県外最終処分に向けた取組を進めていきます。

本資料への収録日：2019年3月31日

改訂日：2025年3月31日

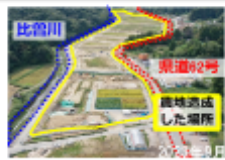
中間貯蔵施設 除去土壌の再生利用の本格化に向けて

2016年6月、放射線に関する安全性の確保を大前提に、減容処理等を行った上で除去土壌を再生資材化し、**適切な管理の下での利用**を実現するための『基本的考え方』を公表。

基本的考え方を指針として、放射線に関する安全性の確認や具体的な管理方法の検証を行うために、**実証事業を実施**。

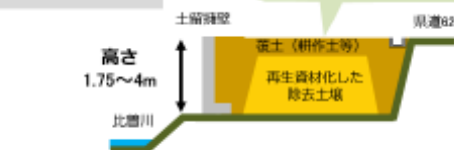
◇飯舘村長泥地区での農地造成実証事業

農地造成した場所（一例）



農地造成イメージ

造成した農地で米や野菜を栽培

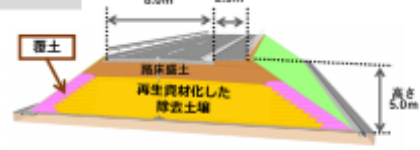


◇中間貯蔵施設内（大熊町）での道路盛土実証事業

道路盛土



構造イメージ



実証事業等の成果を踏まえ、**基準やガイドラインを策定し、2025年度以降の再生利用の本格化に向けた取組を進めていく**。

環境省作成

福島県内の除染等で生じた除去土壌の県外最終処分に向けては、除去土壌の再生利用により、最終処分量を低減することが重要です。

広く国民や地域の住民の方々等の理解・信頼を醸成しつつ、再生資材化した除去土壌の安全な利用を段階的に進めるため、2016年6月に「再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方」を取りまとめました。この基本的考え方では、除去土壌の再生利用について、利用先を管理主体や責任体制が明確となっている公共事業等に限定し、追加被ばく線量を制限するために放射能濃度を限定するとともに、覆土による遮へい等の適切な管理の下で実施することを想定しています。

この基本的考え方に沿って、南相馬市での盛土造成や飯舘村長泥地区での農地造成、中間貯蔵施設での道路盛土造成の実証事業を実施してきました。その中で、空間線量は盛土施工前後で変化していないこと、空気中や雨水浸透水等の放射能濃度は基準値を下回ることなどの知見が得られており、再生利用を安全に実施できることを確認しています。また、飯舘村長泥地区では、造成した農地で栽培した米や野菜等から検出された放射性セシウム濃度が、一般食品の基準である100Bq/kgを大きく下回ることを確認しています。こうした再生利用実証事業の成果を踏まえ、基準やガイドラインを策定し、2025年度以降の再生利用の本格化に向けた取組を進めていきます。

上述の実証事業現場においては、一般の方向けの現地見学会や学生・自治体・海外機関等様々な方を対象とした視察・見学を実施してきており、最終処分・再生利用に関する理解醸成に取り組んでいます。

環境省 中間貯蔵施設情報サイト「除去土壌の再生利用について」

<http://josen.env.go.jp/chukanchozou/facility/recycling/>

本資料への収録日：2019年3月31日

改訂日：2025年3月31日

① 対策地域内廃棄物

- 環境大臣が指定した**汚染廃棄物対策地域※**内にある**廃棄物**のうち、一定の要件に該当するもの

※ その地域内にある廃棄物が特別な管理が必要な程度に汚染されているおそれがあると認められること等一定の要件に該当する地域
(=旧警戒区域、旧計画的避難区域を含む市町村)

＜対策地域内廃棄物の例＞

- ・ 地震・津波によって生じたがれき
- ・ 家屋解体によって生じた廃棄物 等

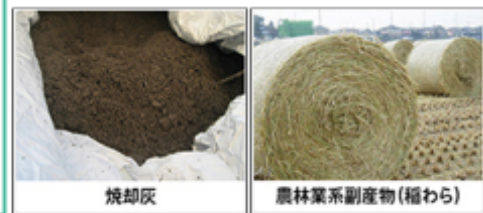
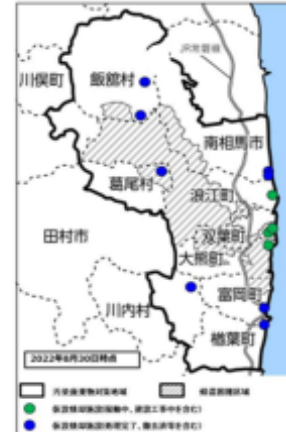
② 指定廃棄物

- 事故由来放射性物質による**汚染状態が8,000Bq/kgを超えると認められ、環境大臣の指定※**を受けた**廃棄物**

※ 環境大臣は、焼却施設の焼却灰等の汚染状態の調査結果や、廃棄物の占有者からの申請に基づき、当該廃棄物の汚染状態が8,000Bq/kgを超えていると認めた場合に指定

＜指定廃棄物の例＞

- ・ 焼却灰
- ・ 農林業系廃棄物（稲わら、堆肥） 等



⇒ 特定廃棄物（対策地域内廃棄物・指定廃棄物）は国が処理

環境省作成

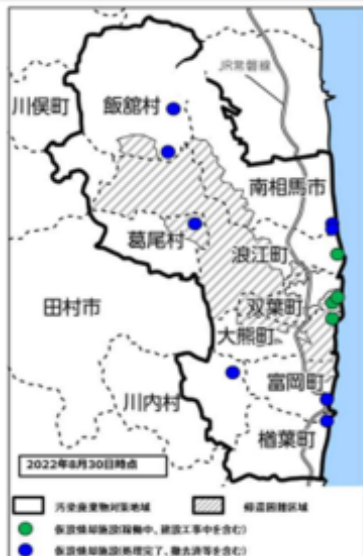
現在、福島県の10市町村にまたがる地域が汚染廃棄物対策地域（環境大臣が、国がその地域内にある廃棄物の収集・運搬・保管及び処分を実施する必要があると指定する地域。除染特別地域と同じ。）として指定されており、この地域内から排出される廃棄物については、対策地域内廃棄物として環境省が処理を進めています。

また、事故由来放射性物質による汚染状態が8,000Bq/kgを超え、環境大臣が指定した廃棄物は、指定廃棄物として、国の責任のもと、適切な方法で処理することとなっています。

これら、対策地域内廃棄物と指定廃棄物を合わせて特定廃棄物と言います。

本資料への収録日：2023年3月31日

改訂日：2025年3月31日



大熊町の仮設焼却施設(2017年12月)

対策地域内廃棄物処理計画（2013年12月26日一部改定）に基づき、災害廃棄物等の処理を実施中。

【災害廃棄物等の仮置場への搬入済量】

○2024年11月末時点で、約348万トン搬入完了
(うち、焼却処理済量は約59万トン、再生利用済量は約245万トン)。

【津波がれきの撤去状況】

○旧警戒区域の津波がれきについては、帰還困難区域を除き、2016年3月に仮置場への搬入を完了。

【仮設焼却施設の設置状況】（2024年11月末現在）

稼働中	浪江町※1、大熊町、 双葉町その1、双葉町その2
運営終了	川内村、飯館村(小宮地区)、富岡町、 南相馬市1、南相馬市2、葛尾村、 飯館村(蔵平地区)、楡葉町

※1：浪江町仮設焼却施設については2025年3月に運営終了予定

※2：田村市、川俣町については既存の処理施設で処理。



被災家屋等の解体の様子

環境省作成

福島県内の対策地域内廃棄物については、2013年12月に見直した対策地域内廃棄物処理計画に基づいて処理を進めています。

対策地域内廃棄物としては、津波がれき、被災家屋等の解体ごみ、家の片付けごみがあり、順次、仮置場への搬入を進めています。2024年11月末時点現在で、約348万トンを搬入しており、搬入した廃棄物は可能な限り再生利用を行っています。

また、このうち可燃物については、9市町村12箇所に設置した仮設焼却施設で減容化を図ることとしており、2024年11月末時点で4施設が稼働中であり、着実に処理を進めています。

本資料への収録日：2018年2月28日

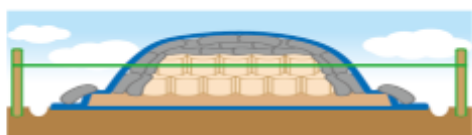
改訂日：2025年3月31日

一時保管工事の様子（農林業系廃棄物の例）



一時保管の構造（農林業系廃棄物の例）

- ・廃棄物の飛散・流出がないように措置
- ・必要な放射線対策（離隔・土嚢等による遮へい等）を措置
- ・遮水シート等により雨水等の浸入が防止されるよう措置



保管状況の確認

一時保管場所において保管状況の確認を行い、指定廃棄物が特措法で定める基準等に従って適正に保管されているか確認。



地方環境事務所による保管状況の確認の様子

環境省「放射性物質汚染廃棄物処理情報サイト」等より作成

指定廃棄物の種類としては、放射性物質に汚染された廃棄物の焼却によって発生する焼却灰、下水の処理に伴って発生する汚泥、水道水を供給する浄水場で発生する浄水発生土（下巻P42「上水道の仕組み」）、稲わらや牧草等の農林業系廃棄物等があります。

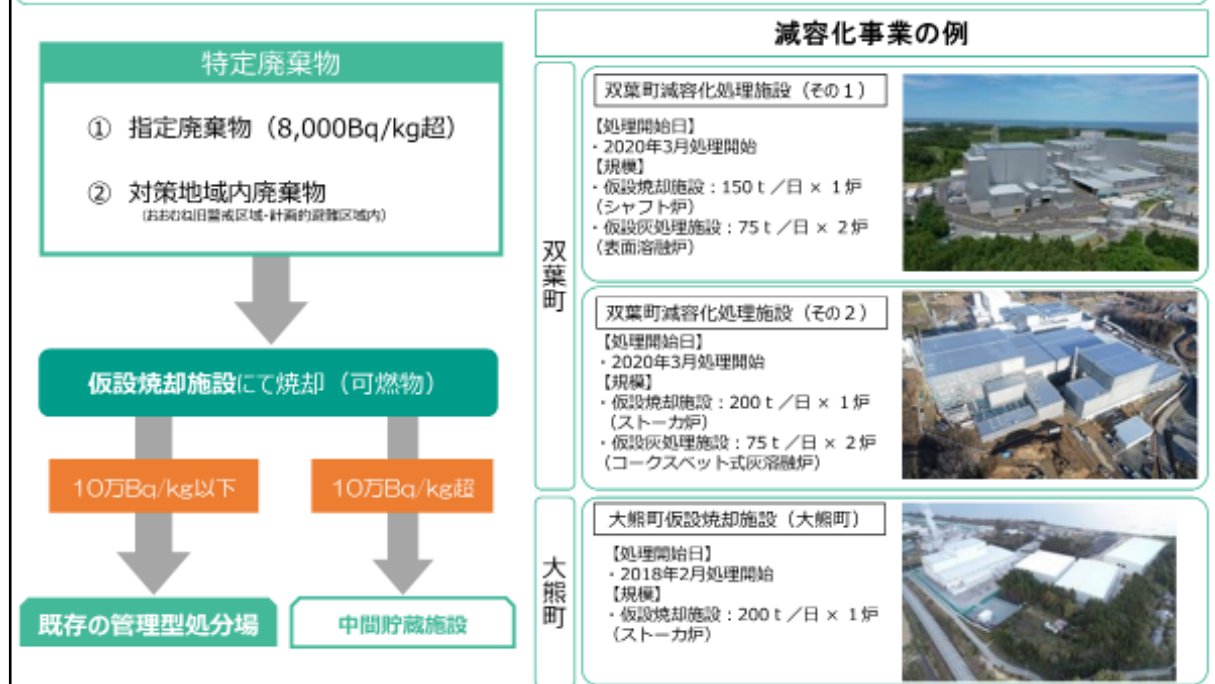
指定廃棄物は、国の処理体制が整うまでの間、廃棄物焼却施設、浄水施設、下水処理施設、農地等の発生した場所等で一時保管されています。

これらは、放射性物質汚染対処特措法やガイドラインに従って、飛散・流出しないような措置が取られているとともに、雨水等が入らないように遮水シート等で覆うなどして保管されているほか、定期的に環境省職員が保管状況の確認を行っており、安全・適正に保管が行われています。

本資料への収録日：2016年1月18日

改訂日：2025年3月31日

- 焼却・乾燥等の処理によって、指定廃棄物の減容化や性状の安定化を図る事業を進めている。
- 福島県内で発生した指定廃棄物については、放射性セシウム濃度が8,000Bq/kgを超え10万Bq/kg以下のものは既存の管理型処分場、10万Bq/kgを超えるものは中間貯蔵施設に搬入することとしている。

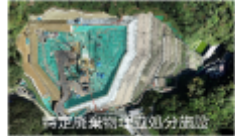


福島県内の指定廃棄物の処理については、放射能濃度が8,000Bq/kgを超え10万Bq/kg以下のものは既存の管理型処分場、10万Bq/kgを超えるものは中間貯蔵施設に搬入することとしています。

双葉町仮設灰処理施設で発生したばいじんは、鋼製角形容器に封入し、大熊町、双葉町の廃棄物貯蔵施設で貯蔵しています。

本資料への収録日：2016年1月18日

改訂日：2025年3月31日

廃棄物 福島県内の管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋立処分	
○ 特定廃棄物埋立処分事業について、2017年11月17日に特定廃棄物等を搬入開始し、2023年10月31日に特定廃棄物の搬入を完了。 ○ クリーンセンターふたばにおいて、2023年6月1日に特定廃棄物の搬入を開始した。	
特定廃棄物埋立処分施設の経緯 ○2013.12.14 国が福島県・富岡町・楡葉町に受入れを要請 ○2015.12.04 県・富岡町・楡葉町から国に対し、事業を容認する旨、伝達 ○2016.04.18 特定廃棄物埋立処分施設(旧フクシマエコテッククリーンセンター)を国有化 ○2016.06.27 国と県、両町との間で安全協定を締結 ○2017.11.17 搬入開始 ○2018. 8.24 特定廃棄物埋立情報館「リプルンふくしま」開館 ○2023.10.31 特定廃棄物の搬入を完了	埋立対象物・搬入期間 【埋立対象物】(10万Bq/kg以下のものを埋立対象としている) ○ 対策地域内廃棄物等 ○ 福島県内の指定廃棄物 ○ 双葉郡8町村の生活ごみ 【搬入期間】 ○対策地域内廃棄物等及び、福島県内の指定廃棄物は約6年(2023年10月に完了) ○双葉郡8町村の生活ごみは10年間(今後、2027年11月頃まで埋立処分を継続予定)  特定廃棄物埋立処分施設
クリーンセンターふたばの経緯 ○2019.08.05 双葉地方広域市町村圏組合、福島県、環境省での基本協定書の締結 ○2020.08.07 双葉地方広域市町村圏組合、環境省での実施協定の締結 ○2020.12 環境省による整備工事開始 ○2021.02.18 双葉地方広域市町村圏組合、大熊町、福島県、環境省でのクリーンセンターふたばの周辺地域の安全確保に関する協定書の締結 ○2023.03.31 整備工事完了 ○2023.06.01 特定廃棄物の搬入を開始 ○2024.06.30 約1万袋を埋立完了	埋立対象物・搬入期間 【埋立対象物】(10万Bq/kg以下のものを埋立対象としている) ○ 双葉郡内8町村の生活ごみ(2027年11月頃以降) ○ 双葉郡内のインフラ整備等の産業廃棄物及び事業系一般廃棄物 ○ 帰還困難区域内の特定復興再生拠点区域の被災建物等解体撤去等に伴って生じた特定廃棄物  クリーンセンターふたば

福島県内で発生した10万Bq/kg以下の指定廃棄物等については、既存の管理型処分場（特定廃棄物埋立処分施設、クリーンセンターふたば）を活用して、速やかに埋立処分を実施します。

特定廃棄物埋立処分施設において、本事業を実施するに当たっては、2013年12月に福島県に対して、中間貯蔵施設と併せて受入要請を行ったのち、地元の富岡町及び楡葉町や議会、住民への説明を行ってきました。

その後、2015年12月に福島県及び富岡町・楡葉町から、事業の実施を容認いただき、2016年4月には既存の管理型処分場を国有化するとともに、同年6月には、国と県及び2町の間で安全協定を締結しました。これ以降、必要な準備工事等を進め、2017年11月から2023年10月にかけて特定廃棄物の搬入を行いました。さらに、2018年8月に運営を開始した特定廃棄物埋立情報館「リプルンふくしま」を通じた積極的な情報発信に努めています。

また、特定復興再生拠点区域の整備に伴う廃棄物等の処分については、2019年8月5日に、双葉地方広域市町村圏組合、福島県及び環境省の間で、同組合が所有する管理型処分場（クリーンセンターふたば）を活用することに関する基本協定を締結し、2023年6月に特定廃棄物の搬入を開始しました。

放射性物質に汚染された廃棄物の着実な処理のため、今後も安全確保を大前提として適切に事業を進めるとともに、地元住民の皆様との更なる信頼関係の構築に努めていきます。

本資料への収録日：2016年1月18日

改訂日：2025年3月31日

宮城県	栃木県	千葉県	茨城県	群馬県
【市町村長会議】 第1～4回：H24.10～H25.11 第5回：H26.1.20 → 詳細調査候補地を3カ所提示 （石巻市・黒川市・仙南町・大崎町） （東原市・山形市・大和町・下郷市・加美町・田代町） 第6回：H26.7.25 → 石巻環境大臣が出席し、詳細調査の実施について改めて協議 第7回（県主催）：H26.8.4 → 県知事が県内市町長の総意として詳細調査受入れを表明 H26.8より3カ所の詳細調査候補地を詳細調査を開始。現地調査は、加美町の収容活動により実施できず。 （H27年も断念） H27.4.5、5.29、10.13 県民向けフォーラム H27.10～11（2回） 有識者を交えた加美町との意見交換会 第8回：H27.12.13 → 詳細調査に関するこれまでの経緯の説明等及び意見交換 第9回：H28.3.19 → 指定廃棄物の再測定結果、環境省の考え方を説明 H28.4.15 県内で一定の方向性が出るまで現地調査を見合わせることを県から要望 第10回（県主催）：H28.5.27 → 県が8,000Bq/kg以下の廃棄物（指定廃棄物を除く）の測定を実施する方針を了承 第11回（県主催）：H28.11.3 → 指定廃棄物以外の測定結果の公表。県が8,000Bq/kg以下の廃棄物（指定廃棄物を除く）の処理方針案を提示 第12回（県主催）：H28.12.27 → 県道環方計について東原市、登米市の賛同が得られず再議論することが決定 第13回（県主催）：H29.6.18 → 県が日園域内の汚染廃棄物は日園域内で処理する等の新たな処理方針案を提示 第14回（県主催）：H29.7.15 → 前回会議の提示案を合意 石巻、仙南、黒川、大崎の4圏域で試験焼却を終了 →石巻、仙南：本焼却まで終了。黒川：焼却還元をむけて終了 大崎：本焼却実施中	【市町村長会議】 第1～3回：H25.4～H26.8 第4回：H25.12.24 → 選定手法確定 H26.7.30 → 詳細調査候補地を1カ所提示 （鹿沼市・宇都宮市） （塩谷町・寄居町） 第5～6回：H26.7～H26.11 H27.5.14、6.22、9.13 県民向けフォーラム H27.10.14 塩谷町・寄居町の豪雨影響調査 H27.12.7 塩谷町長が調査候補地の返上を宣言 第7回：H28.5.23 → 指定廃棄物の再測定を決定 第8回：H28.10.17 → 再測定結果の公表、今後の進め方の提示 H29.3.30 一時保管者の意向確認結果を公表 【保管農家の負担軽減策関係市町村長会議】 第1回：H29.7.10 → 負担軽減策の方針案を提示 第2回：H30.11.26 → 再測定を含む各市町の集約化に向けた取組に合意 H31.3.19 再測定結果の公表 第3回：R2.6.2 → 今後の進め方を確認 R3.6.2 暫定集約に係る那須塩原市への協力要請（R3.10.22 同市において農家保管の指定廃棄物の搬出作業開始。R5.3に暫定集約作業完了） R4.3.24 那須町が暫定保管場所決定 R4.4.13 日光市が暫定保管場所決定 （R4.9に暫定集約作業完了） R5.5.15 大田原市が暫定保管場所決定 （R6.1に暫定集約作業完了） 引き続き、詳細調査の働きかけや、保管農家の負担軽減策に係る照会・保管市町との調整や暫定集約を実施	【市町村長会議】 第1～3回：H25.4～H26.1 第4回：H26.4.17 → 選定手法確定 H27.4.24 → 詳細調査候補地を1カ所提示（東京電力千葉火力発電所の土地の一部（千葉市中央区）） H27.5.20、6.2 千葉市議会全員協議会 H27.6.8、6.10 千葉市議会・市長から再協議の申入れ H27.6.29、7.7、13、20、8.7 千葉市の自治会長や住民を対等に説明 H27.12.14 再協議申入れへの回答 H28.6.28 千葉市から指定取消しの中出 H28.7.22 千葉市の指定廃棄物を指定取消し 引き続き、詳細調査の働きかけ等を実施	【市町村長会議】 第1回：H25.4.12 第2回：H25.6.27 第3回：H25.12.25 第4回：H27.1.28 【一時保管市町長会議】 第1回：H27.4.6 第2回：H28.2.4 →現地保管を継続し、段階的に処理を進める方針を決定 H29.3.31 県内の指定廃棄物等の再測定を実施し、結果を公表	【市町村長会議】 第1回：H25.4.19 第2回：H25.7.1 第3回：H28.12.26 →現地保管を継続し、段階的に処理を進める方針を決定 環境省作成

福島県以外で一時保管がひっ迫している県（宮城県・栃木県・千葉県・茨城県・群馬県）については、各県の市町村長会議での議論等を踏まえ、放射能濃度測定等の現状把握を行いながら、各県それぞれの状況を踏まえた対応が進められています。

宮城県、栃木県及び千葉県については、有識者会議や各県の市町村長会議での議論を経て確定した選定手法に基づき、宮城県は2014年1月、栃木県は2014年7月及び千葉県は2015年4月にそれぞれ詳細調査の候補地を公表いたしました。しかしながら、その後、地元の御理解が得られず、詳細調査の実施には至っておりません。

そうした中、宮城県においては、県の主導のもと、各市町村が8,000Bq/kg以下の汚染廃棄物の処理に取り組むこととしたことを受け、環境省はこれを財政的・技術的に支援しています。その一環として、2018年3月から4圏域（石巻、黒川、仙南、大崎）で汚染廃棄物の試験焼却が順次開始され、2019年7月までに終了しました。2024年9月末時点で、石巻圏域、仙南圏域及び黒川圏域では本焼却などにより処理が終了し、大崎圏域では本焼却を実施しています。

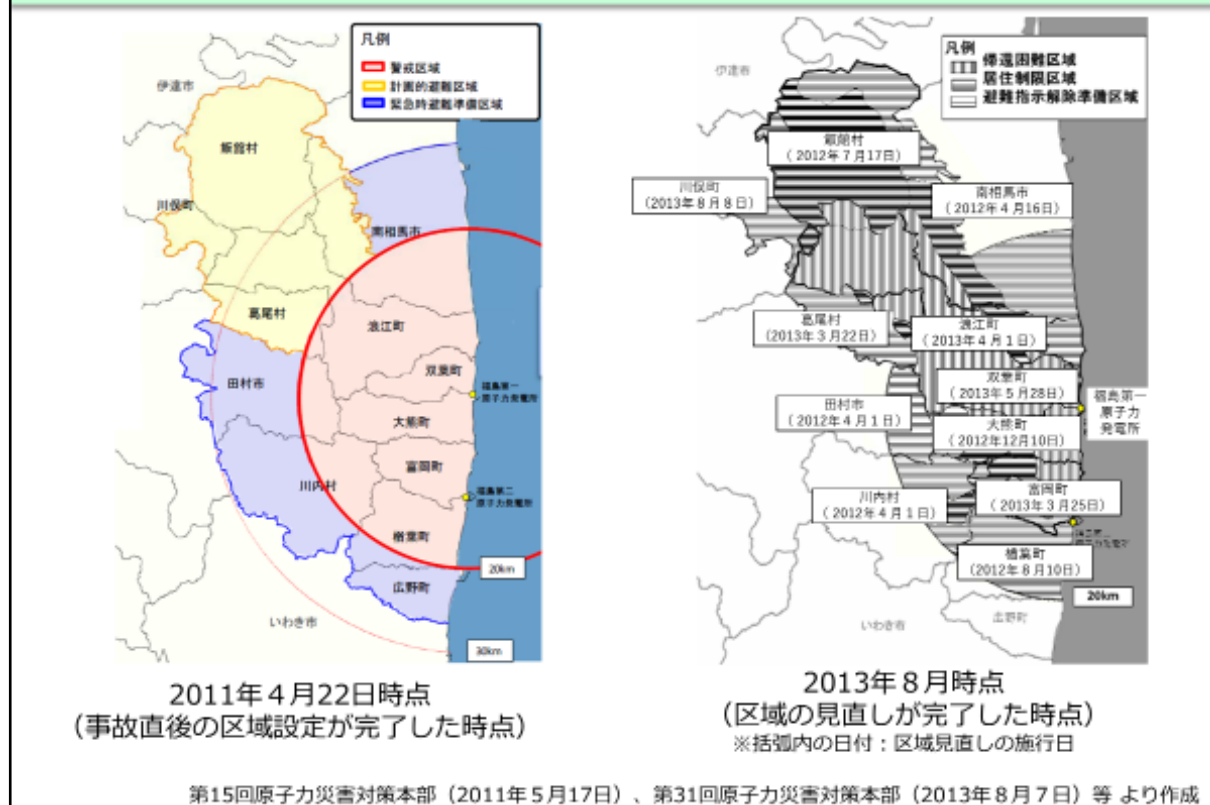
また、栃木県においては、長期管理施設を整備するという方針は堅持しつつ、指定廃棄物を保管する農家の負担軽減を図るため、2018年11月、国から栃木県及び農林業系指定廃棄物を保管している市町に対し、市町単位での暫定的な減容化・集約化の方針を提案し、合意が得られました。また、2020年6月には、暫定保管場所の選定の考え方を取りまとめ、可能な限り速やかに暫定保管場所の選定が行われるよう、県や市町村と連携して取り組むことを確認しました。2021年6月には、環境省から那須塩原市に、農家保管の農業系指定廃棄物に係る暫定集約及び8,000Bq/kg以下となったものについて、指定解除を経た上での処分などの協力を要請しました。環境省では、同年10月から2023年3月にかけて保管農家の敷地から暫定保管場所への指定廃棄物の搬出作業を行い、同市では搬出された指定廃棄物のうち、8,000Bq/kg以下に減衰した農業系指定廃棄物について指定解除の手続きを経て、他の一般廃棄物と混焼するなどの取組が行われました。そのほか、日光市及び大田原市では暫定保管場所への搬出作業が完了し、また、那須町では暫定集約に向けた作業が進められるなど、関係市町において取組が進められています。

千葉県においても、長期管理施設の詳細調査の実施について、地元の御理解を得る努力を継続しているところです。

茨城県については2016年2月、群馬県については2016年12月に、「現地保管継続・段階的処理」の方針が決定しました。両県ではこの方針を踏まえ、必要に応じた保管場所の補修や強化等を実施しつつ、8,000Bq/kg以下になった指定廃棄物については、段階的に既存の処分場等で処理することとされています。

本資料への収録日：2016年3月31日

改訂日：2025年3月31日



2011年3月11日19時3分、原子力災害対策特別措置法15条2項に基づき、原子力緊急事態宣言を発出しました。翌日18時25分、発電所から20km圏内に避難指示が出されました。

同年4月11日に、緊急時被ばく状況の放射線防護の基準値を考慮して、発電所から20km圏内の区域の周辺で事故発生から年間積算線量が20mSvに達するおそれのある区域を計画的避難区域としました。また、計画的避難区域以外の半径20kmから30km圏内を緊急時避難準備区域としました。また、同月21日に事故による今後の危険性を考慮し、東京電力福島第一原子力発電所から半径20km圏内を警戒区域に設定して、原則として立入りを禁止しました。

また同年6月以降、国と福島県の環境モニタリングの結果を踏まえ、除染が容易でない年間積算線量が20mSvを超えると推定される地点について、特定避難勧奨地点を設定しました。

その後、同年12月16日、原子炉の冷温停止状態が達成し、放射性物質の放出が管理されていることが確認されたことから、同月26日、警戒区域を解除し、避難指示区域を帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域へ見直す案が示されました。避難指示区域の見直しに当たり、①住民の安全・安心の確保、②除染と子どもへの放射線に対する配慮、③インフラ復旧・雇用、④賠償問題という全ての避難指示区域に共通する課題に取り組むこととしました。

避難指示解除の要件は、①空間線量率で推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下になることが確実であること②電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必要なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧すること、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること③県、市町村、住民との十分な協議とされています。

(関連ページ：上巻P173「国際放射線防護委員会（ICRP）勧告と我が国の対応」)

本資料への収録日：2018年2月28日

改訂日：2020年3月31日

2011年4月22日以降 事故直後の区域設定	2012年4月以降 原子炉の冷温停止確認後
警戒区域 発電所から半径20km圏内。同区域は2011年3月12日に避難指示区域に設定されている。	避難指示解除準備区域 年間積算線量20mSv以下(※)となることが確実であることが確認された地域。
計画的避難区域 発電所から半径20km以遠の、事故後1年以内に20mSvに達するおそれのある区域。	居住制限区域 年間積算線量20mSv超(※)のおそれがある地域。
緊急時避難準備区域 発電所から半径20km以上30km圏内のうち、計画的避難区域以外の区域。2011年3月12日に屋内待避地域に設定。	帰還困難区域 事故後6年後も年間積算線量20mSv超(※)のおそれのある年間積算線量50mSv超(※)の地域。

(※) 第4次航空機モニタリングの結果を2012年3月31日に補正した線量データに基づく

避難指示区域：

原子力災害対策特別措置法第15条第3項に基づく避難指示のあった区域。計画的避難区域及び発電所から半径20km圏内から、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域へ見直しを行った。

警戒区域：

原子力災害対策特別措置法第28条第2項において読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定に基づく立入り制限等が設定された区域。

原子力災害対策本部「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」（2011年12月26日）より作成

2011年3月11日の東京電力福島第一原子力発電所における事故発生直後から、住民の生命・身体の危険を回避するために避難指示を発出し、12日には発電所から半径20kmの地域を避難指示区域に設定しました。

さらに4月22日には、事態が深刻化し住民が一度に大量の放射線を被ばくするリスクを回避するため、同地域を、原則立入禁止とする警戒区域に設定し、半径20km以遠の地域であって、事故発生から1年以内に累積線量が20mSvに達するおそれのある地域を計画的避難区域に設定しました。

12月16日、原子炉が安定状態を達成し、事故の収束に至ったことが原子力災害対策本部において確認されたことから、12月26日に、警戒区域及び避難指示区域の見直しの考え方が示され、区域見直しに当たっての共通課題の解決に向けた取組を進めるとともに、県、市町村、住民など関係者との綿密な協議・調整を行いながら検討を進めてきました。

2012年3月30日に原子力災害対策本部において、警戒区域及び避難指示区域等について、放射線量や地域特有の解決すべき課題に応じた見直しが行われました。2013年8月までに、警戒区域の解除及び特定避難勧奨地点の解除を行ったほか、避難指示区域について、避難指示解除準備区域、居住制限区域、及び帰還困難区域が設定されました。

(関連ページ：上巻P173「国際放射線防護委員会（ICRP）勧告と我が国の対応」)

本資料への収録日：2018年2月28日

改訂日：2020年3月31日



2013年8月時点
(区域の見直しが完了した時点)



2020年3月時点
(帰還困難区域を除く全ての避難指示解除準備区域と居住制限区域の避難指示の解除)



2024年4月時点

出典：経済産業省「原子力被災者支援（避難指示関係）」<https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html>、復興庁資料等より作成

※これまでの詳細な変遷については上記に掲載。

2013年3月7日の復興推進会議・原子力災害対策本部合同会合において、避難指示解除について、「年内を目途に一定の見解を示すべき」と指摘が示され、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」（2013年12月20日閣議決定）の検討を踏まえ、避難指示解除手順が示されました。帰還住民の健康影響に対する不安に応えるため、相談員・相談員支援センター整備、個人線量の把握・管理、モニタリングを用いた被ばく低減対策や放射線による健康不安対策（リスクコミュニケーション事業）を行っています。

避難指示解除については、2020年3月までに、帰還困難区域を除く全ての避難指示解除準備区域と居住制限区域の避難指示の解除を実現してきました。

帰還困難区域については、2020年3月のJR常磐線の全線開通にあわせ、双葉町、大熊町、富岡町の帰還困難区域に設定されている特定復興再生拠点区域の一部区域の避難指示の解除が初めて行われ、2022年6月に葛尾村、大熊町、同年8月に双葉町、2023年3月に浪江町、同年4月に富岡町（夜の森・大菅地区）、同年5月に飯舘村、同年11月に富岡町（小良ヶ浜・深谷地区内）の避難指示が解除されたことで、特定復興再生拠点区域の避難指示が全て解除されました。また、帰還困難区域のうち、特定復興再生拠点区域外においては、2024年4月までに大熊町、双葉町、浪江町及び富岡町に特定帰還居住区域が設定され、大熊町と双葉町では2023年12月、浪江町では2024年6月、富岡町では2024年9月から除染・家屋等の解体に着手したところです。引き続き、除染やインフラ整備等の避難指示解除に向けた取組を進めていきます。なお、このほかに、川内村と広野町では町村の判断によって国による避難指示区域以外の地域でも避難が促されていましたが、川内村では2012年1月31日、広野町では2012年3月31日に解除されました。

最新の情報も含め、避難者の状況など、避難地域12市町村の詳細は福島県の復興情報ポータルサイト「ふくしま復興情報ポータルサイト」、経済産業省「原子力被災者支援（避難指示関係）」に掲載されています。

ふくしま復興情報ポータルサイト「避難区域の変遷について -解説-」

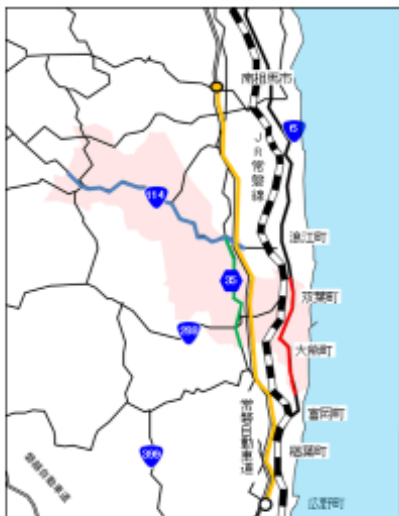
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/cat01-more.html>

経済産業省「原子力被災者支援（避難指示関係）」

<https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html>

本資料への収録日：2018年2月28日

改訂日：2025年3月31日



- **常磐自動車道**：2015年3月に全線が開通しました。
出典：https://www.e-nexco.co.jp/pressroom/press_release/head_office/h26/1225/
- **JR常磐線**：2020年3月に全線が運転再開しました。
出典：https://www.jreast.co.jp/press/2019/20200117_ho01.pdf
- **国道・県道**：国道6号線は2014年9月～、国道114号線は2017年9月～、県道35号線は2019年9月～、通行証の所持・確認なく通過できることとなりました。

通過時の運転手の被ばく線量					
線量調査期間		2018年11月 ～ 2019年1月	2017年 8月	2019年 11月～12月	
区間		常磐道 広野IC～ 南相馬IC	国道114号線 川俣町境～ 浪江IC	国道6号線 帰還困難 区域内	県道35号線 帰還困難 区域内
通過時の 被ばく 線量 (単位：μSv)	自動車	0.28	1.01	0.39	0.51
	自動 二輪車	0.34	—	0.49	0.63

参考) 東京～ニューヨーク間フライト(往復)時の被ばく線量：約80～110μSv

出典：原子力被災者生活支援チーム
『国道114号、国道399号、国道459号、県道49号及び県道34号における帰還困難区域の線量調査結果について(2017年9月15日)』
『国道6号・国道114号・県道34号・県道35号・県道36号・県道253号・県道256号における帰還困難区域の線量調査結果について(2020年1月30日)』
NEXCO東日本ホームページ(https://jobando.jp/hibakusenryo/hibakuryo.html)より作成

帰還困難区域では、住民の一時立入りや帰還困難区域の特別通過交通制度に基づく通過を除き、通行が制限されていました。

国道6号線は福島県の復旧・復興にとって重要な主要幹線道路であることから、除染作業や道路補修作業が完了したことを踏まえ、地元自治体との協議の結果、2014年9月15日、国道6号線とともに県道36号線において通行証の所持・確認を要せずに特別通過交通が可能になりました。また、国道114号線や県道35号線なども、関係自治体や関係機関との協議等の上で同様に特別通過交通制度が適用され、2020年3月より国道6号線、県道35号線など一部路線で二輪車も通行が可能になりました。

国道6号線は2022年6月の大熊町及び同年8月の双葉町の特定復興再生拠点区域の避難指示解除により、特別通過交通制度の適用が終了しております。国道114号線及び県道49号線は2023年3月の浪江町の特定復興再生拠点区域の避難指示解除により同町内の区間の特別通過交通制度の適用が終了しましたが、当該道路の南相馬市内一部区間については引き続き帰還困難区域であるため、特別通過交通制度の適用により四輪車のほか二輪車、自転車及び徒歩の通行が可能となっております。

最新の特別通過交通制度の適用状況と適用時の線量調査結果については、内閣府原子力被災者生活支援チームからのお知らせ(https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html)で公開されています。

本資料への収録日：2018年2月28日

改訂日：2025年3月31日

【特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定状況・避難指示解除の目標時期】

市町村名	認定日	避難指示解除の目標
双葉町	2017年9月15日	2022年春頃 (2022年8月30日に解除)
大熊町	2017年11月10日	2022年春頃まで (2022年6月30日に解除)
浪江町	2017年12月22日	2023年3月 (2023年3月31日に解除)
富岡町	2018年3月9日	2023年春頃 (2023年4月1日及び 11月30日に解除)
飯舘村	2018年4月20日	2023年春頃 (2023年5月1日に解除)
葛尾村	2018年5月11日	2022年春頃まで (2022年6月12日に解除)

特定復興再生拠点区域の例（双葉町）



復興庁「特定復興再生拠点区域復興再生計画」
<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-4/saiseikyoten/20170913162153.html>

原子力災害対策本部「特定復興再生拠点区域の避難指示解除と帰還・居住に向けて（案）」（2018年）より作成

帰還困難区域では、一部では放射線量が低下していること等を踏まえ、2016年8月に、「5年を目途に、線量の低下状況も踏まえて避難指示を解除し、居住を可能とすることを目指す「復興拠点」の整備等を行う方針が示されました。これを受け、2017年5月に福島復興再生特別措置法を改正し、「特定復興再生拠点区域」制度を創設しました。特定復興再生拠点区域については、2017年から2018年にかけて、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村及び葛尾村の「特定復興再生拠点区域復興再生計画」について内閣総理大臣の認定を行い、その整備を推進してきた結果、2022年6月に葛尾村、大熊町、同年8月に双葉町、2023年3月に浪江町、同年4月に富岡町（夜の森・大菅地区）、同年5月に飯舘村、同年11月に富岡町（小良ヶ浜・深谷地区内）で特定復興再生拠点区域の避難指示が全て解除されました。

本資料への収録日：2020年3月31日

改訂日：2025年3月31日

【各町村の特定帰還居住区域】

大熊町（令和5年9月29日認定、令和6年2月2日変更）



双葉町（令和5年9月29日認定、令和6年4月23日変更）



浪江町（令和6年1月16日認定）



富岡町（令和6年2月16日認定）



復興庁「特定帰還居住区域復興再生計画」、「復興の現状と取組」等より作成

帰還困難区域のうち、特定復興再生拠点区域外においては、帰還を望む住民の避難生活が余儀なくされている状況や地元自治体から避難指示解除の方針を早急に示してほしいとの強い要望を受けてきたことを踏まえ、2021年8月に、「2020年代をかけて拠点区域外に帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還意向を個別・丁寧に把握し、帰還に必要な箇所の除染を進める」（原子力災害対策本部・復興推進会議）という政府方針が決定されました。この方針を実現するため、2023年6月に福島復興再生特別措置法を改正し、特定避難指示区域市町村の長が、特定復興再生拠点区域外において、避難指示解除による住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建を目指す「特定帰還居住区域」を設定できる制度を創設しました。

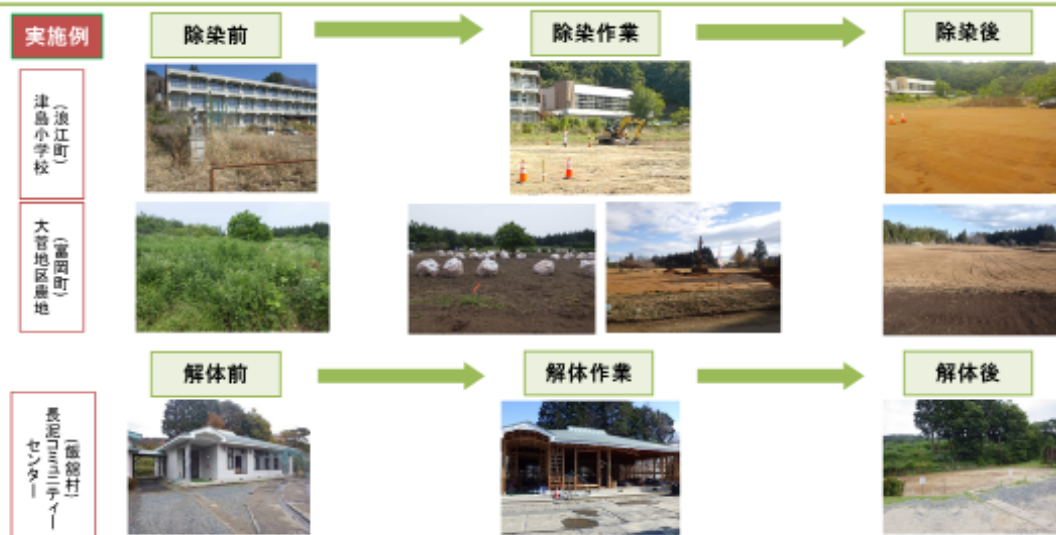
当該制度に基づき、2024年4月までに、大熊町、双葉町、浪江町及び富岡町の「特定帰還居住区域復興再生計画」について内閣総理大臣の認定を行いました。当該計画に基づき、除染やインフラ整備等の避難指示解除に向けた取組を進めていきます。

また、政府は、同区域の放射線防護対策について、地域の実情に応じた柔軟な放射線防護対策や科学的根拠に基づくリスクコミュニケーションに取り組むとともに、空間線量率などそれぞれの土地の状況や地元自治体の意向も踏まえ、帰還困難区域において、バリケードなど物理的な防護措置を実施しない立入規制の緩和を行うことを含め、住民等の今後の活動の在り方について検討を行うこととしています。

本資料への収録日：2024年3月31日

改訂日：2025年3月31日

- 6町村（双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村及び葛尾村）全てで家屋等の解体・除染工事に着手し、駅前広場や幼稚園、体育館等の公共施設で工事が終了するなど、環境再生の取組が着実に進捗。
- 特定復興再生拠点区域全体の避難指示解除の目標である2022年春頃から2023年春頃の避難指示解除に向けて、関係省庁等と連携しながら、拠点区域内の家屋等の解体・除染作業を実施。
- 特定復興再生拠点区域における除染は9割を超え、家屋等の解体は申請件数に比して約87%が完了（2024年10月末時点）。
- 認定した特定帰還居住区域復興再生計画に基づき、4町（大熊町、双葉町、浪江町及び富岡町）において順次、特定帰還居住区域の除染や家屋等の解体に着手。



環境省作成

環境省では、認定した特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき、特定復興再生拠点区域内の除染や家屋等の解体を実施し、2022年6月に葛尾村、大熊町、同年8月に双葉町、2023年3月に浪江町、同年4月に富岡町（夜の森・大宮地区）、同年5月に飯舘村、同年11月に富岡町（小良ヶ浜・深谷地区内）で特定復興再生拠点区域の避難指示が全て解除されました。

現在、除染工事の進捗は9割を超えており、また、家屋等の解体の進捗は申請件数に比して約87%が完了しています（2024年10月末時点）。なお、家屋等の解体により生じた特定廃棄物の処理については、可能な限り減容化した後、双葉地方広域市町村圏組合の管理型処分場（クリーンセンターふたば）を活用して埋立処分を行うこととし、2019年8月に環境省、同組合及び福島県の間で基本協定を締結しました。2023年6月に特定廃棄物の搬入を開始しました。

また、特定復興再生拠点区域外については、認定した特定帰還居住区域復興再生計画に基づき、大熊町及び双葉町については2023年12月20日に、浪江町については2024年6月20日に、富岡町については同年9月5日に特定帰還居住区域の除染や家屋等の解体に着手しました。

本資料への収録日：2021年3月31日

改訂日：2025年3月31日

- 福島県知事からの要望を受けて、2018年8月に「福島再生・未来志向プロジェクト」を始動。
- 2021年4月には、環境再生・資源循環局に「福島再生・未来志向プロジェクト推進室」を設置するなど、体制を強化しながら取組を推進。

基本的な 考え方

- 福島県内の地元のニーズに応え、環境再生の取組のみならず、脱炭素・資源循環・自然共生という環境の視点から地域の強みを創造・再発見し、福島復興の新たなステージに向けた取組を推進。
- 環境省事業を効果的に組み合わせ、また、放射線健康不安に対するリスクコミュニケーションや広報・情報発信を通じて地元へ寄り添いつつ、分野横断的な政策パッケージを戦略的に展開。

産業創生への支援

〈なりわいの復興〉

- 廃棄物リサイクル産業の創生を支援。地元企業等の共同事業として不燃性廃棄物の再資源化施設が、2020年10月に竣工した。



- 先端リサイクル技術の実証や事業化に向けた取組を推進（使用済み太陽光パネルのリサイクルや、人工知能を使った自動選別システム等）



不燃性廃棄物
再資源化施設

ふくしまグリーン復興への支援

〈自然資源活用による復興〉



廃棄物センター
再整備

- 2019年4月に福島県と共同で策定した「ふくしまグリーン復興構想」に基づき、国立・国定公園の魅力向上等の取組を推進。

- 2019年4月に福島県と共同で策定した「ふくしまグリーン復興構想」に基づき、国立・国定公園の魅力向上等の取組を推進。2023年8月には磐梯朝日国立公園（土湯温泉・高湯温泉）がゼロカーボンパークへ登録。

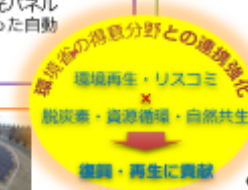
脱炭素まちづくりへの支援

〈暮らしの復興〉

- 脱炭素社会の実現に向けた新たなまちづくりを支援。
- 2023年度は、3件の実現可能性調査、自立・分散型エネルギーシステム導入等へは10件の財政的支援を実施。2023年3月に設立した「脱炭素×復興まちづくりプラットフォーム」では、各テーマに応じた個別WGを設置し、復興まちづくりと脱炭素社会の同時実現に向けて検討を開始。



Jヴィレッジ（格差町）への
太陽光発電施設の導入支援
（2023年度事業）



地域活性化への支援

〈リスクコミ・情報発信による復興〉

- 「リプルンふくしま」「環境再生プラザ」等を活用し、環境再生事業に対する放射線リスクコミュニケーションを実施。

- 環境省が所管する新宿御苑等においてイベントを開催し、福島県を紹介するとともに、福島県環境再生の状況を発信。



活動の様子
環境省作成

環境省では、福島県内のニーズに応え、環境再生の取組のみならず、脱炭素・資源循環・自然共生といった環境の視点から地域の強みを創造・再発見する「福島再生・未来志向プロジェクト」を推進しています。

また、2020年8月には、福島県と「福島復興に向けた未来志向の環境施策推進に関する連携協力協定」を締結しました。本協定の下、「ふくしまグリーン復興構想等の着実な推進」や「復興と共に進める地球温暖化対策の推進」など、福島県と協働して未来志向の環境施策を推進しています。

帰還困難区域の廃棄物処理及び産業創生を推進すべく、官民連携による不燃物リサイクル事業を採択し、2020年10月に大熊町において不燃性廃棄物の再資源化施設が竣工しました。また、2021年度より、福島における自立・分散型エネルギーシステム等の導入に関して、「調査」「計画」「整備」を重点的に支援する「脱炭素×復興まちづくり」推進事業を実施しており、楡葉町のJヴィレッジ等への太陽光発電システム導入等を行っています。

2019年4月には、自然公園等の自然資源の活用による復興を目的とした「ふくしまグリーン復興構想」を策定し、2020年11月には福島県、環境省、市町村、関係団体等が一体となり取組を推進するふくしまグリーン復興推進協議会を設立しました。2022年3月には、磐梯朝日国立公園満喫プロジェクト磐梯吾妻・猪苗代地域ステップアッププログラム2025を策定し、国立公園等の魅力向上を図る取組を実施しています。また、2023年8月には磐梯朝日国立公園（土湯温泉・高湯温泉）がゼロカーボンパークへ登録されました。

本資料への収録日：2022年3月31日

改訂日：2025年3月31日

